

世田谷区告示第 6 3 0 号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 1 4 年 3 月世田谷区規則第 4 5 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 3 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

3 3 - G 0 1 9

2 一部を廃止する起終点

（旧）世田谷区奥沢三丁目 2 6 8 番 1 7 地先無番から 2 6 7 番 1 地先無番まで

（新）世田谷区奥沢三丁目 2 6 8 番 1 7 地先無番から 2 6 8 番 8 地先無番まで

3 廃止の期日

令和 8 年 9 月 3 日

案内図



一部廃止する区管理道路線

街区

奥沢三丁目 17番

